



宮 崎 県 公 報

平成27年 5 月21日 (木曜日) 第 2693 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示…………… (人事課) 1	頁
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部を改正する告示…………… (") 2	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 3	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 4	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 4	

○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (長寿介護課) 5	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 5	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (") 5	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称の変更…………… (") 6	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… (") 6	
○林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 6	
公 告	
○毒物劇物取扱者試験の実施…………… (医療業務課) 6	
○平成27年度家畜商講習会の開催…………… (畜産振興課) 6	
正 誤	
○平成27年 3 月19日付け県公報 (第2676号) 中…………… 7	

告 示

宮崎県告示第 345号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (平成4年宮崎県告示第560号) の一部を次のように改正する。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,308円	13,040円	20歳未満	4,475円	13,005円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円	20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円	25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円	30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円	35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円	40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円	45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円	50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円	55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円	60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	[略]	15,001円	65歳以上70歳未満	[略]	15,991円
70歳以上	[略]	13,040円	70歳以上	[略]	13,005円

附 則
(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が定める額（以下「改正後の告示」という。）の表の 20 歳未満の項、20 歳以上 25 歳未満の項、40 歳以上 45 歳未満の項、50 歳以上 55 歳未満の項及び 60 歳以上 65 歳未満の項の最低限度額並びに 25 歳以上 30 歳未満の項、55 歳以上 60 歳未満の項、60 歳以上 65 歳未満の項及び 65 歳以上 70 歳未満の項の最高限度額の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の表の 20 歳未満の項、20 歳以上 25 歳未満の項、40 歳以上 45 歳未満の項、50 歳以上 55 歳未満の項及び 60 歳以上 65 歳未満の項の最低限度額並びに 25 歳以上 30 歳未満の項、55 歳以上 60 歳未満の項、60 歳以上 65 歳未満の項及び 65 歳以上 70 歳未満の項の最高限度額の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 346 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定に基づき知事が定める金額（平成 8 年宮崎県告示第 1125 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10 万 4,290 円</u> を超えるときは、 <u>10 万 4,290 円</u> ）	常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10 万 4,570 円</u> を超えるときは、 <u>10 万 4,570 円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5 万 6,600 円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>5 万 6,600 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5 万 6,790 円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>5 万 6,790 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5 万 2,150 円</u> を超えるときは、 <u>5 万 2,150 円</u> ）	随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5 万 2,290 円</u> を超えるときは、 <u>5 万 2,290 円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に	月額 <u>2 万 8,300 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあ		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に	月額 <u>2 万 8,400 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあ

介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,300円以下であるときに限る。)	ては、介護に要する費用として支出された額)	介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,400円以下であるときに限る。)	ては、介護に要する費用として支出された額)
---	-----------------------	---	-----------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の告示の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 347号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4562090086	訪問看護ステーション花はたる	宮崎県児湯郡川南町川南 20208番地1	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南町川南 16138番地12	平成27年4月1日	訪問看護
4562090102	訪問看護ステーションLife	宮崎県児湯郡木城町椎木字出店4161番地	株式会社RE-P L U S	宮崎県児湯郡木城町椎木1771番地1	平成27年4月1日	訪問看護
4570302408	訪問介護事業所 櫻	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目 716番地73	平成27年4月1日	訪問介護
4572101170	野々花	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ4175番地	合同会社ライフパートナー縁	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ4175番地	平成27年4月1日	訪問介護
4572101196	そよ風ステーション	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町三丁目2番地12	特定非営利活動法人夜空の星	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目13番地	平成27年4月1日	訪問介護
4570302390	通所介護事業所 櫻	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目 716番地73	平成27年4月1日	通所介護
4572101188	そよ風デイサービス	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町三丁目2-12	特定非営利活動法人夜空の星	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目13番地	平成27年4月1日	通所介護
4570203564	特別養護老人ホーム長遊園2号館	宮崎県都城市高野町2900番地	社会福祉法人莞爾会	宮崎県都城市高野町2900番地	平成27年4月1日	短期入所生活介護
4570203572	特別養護老人ホーム長遊園	宮崎県都城市高野町2900番地	社会福祉法人莞爾会	宮崎県都城市高野町2900番地	平成27年4月1日	短期入所生活介護
4570800658	デイサービス クアアルク	宮崎県西都市妻1647番地	ハートランド株式会社	宮崎県宮崎市恒久559番地6	平成27年4月4日	通所介護
4562090110	訪問看護ステーション あみい	宮崎県児湯郡都農町川北5548番地1	株式会社フクシア	宮崎県児湯郡都農町川北6977番地4	平成27年4月6日	訪問看護

4570203580	デイサービスひなたば	宮崎県都城市高崎町大牟田1999番地22	株式会社結	宮崎県都城市高崎町大牟田1999番地22	平成27年4月10日	通所介護
4570203606	デイサービスよこいち	宮崎県都城市横市町5876番地9	株式会社トータル・ケアサービス	宮崎県都城市山之口町富吉2907番地	平成27年4月13日	通所介護
4570302416	ヘルパーステーション アリア	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地13	株式会社Fonte	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地1	平成27年4月14日	訪問介護

宮崎県告示第 348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203598	居宅介護支援事業所あじさい	宮崎県都城市下川東一丁目3575-6	合同会社花鳥風月	宮崎県都城市下川東一丁目3575-6	平成27年4月20日	居宅介護支援

宮崎県告示第 349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成27年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4562090086	訪問看護ステーション花はたる	宮崎県児湯郡川南町川南 20208番地1	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南町川南 16138番地12	平成27年4月1日	介護予防訪問看護
4562090102	訪問看護ステーションLife	宮崎県児湯郡木城町椎木字出店4161番地	株式会社REPLUS	宮崎県児湯郡木城町椎木1771番地1	平成27年4月1日	介護予防訪問看護
4570302408	訪問介護事業所櫻	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目 716番地73	平成27年4月1日	介護予防訪問介護
4572101170	野々花	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ4175番地	合同会社ライフパートナー縁	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ4175番地	平成27年4月1日	介護予防訪問介護
4572101196	そよ風ステーション	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町三丁目2番地12	特定非営利活動法人夜空の星	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目13番地	平成27年4月1日	介護予防訪問介護
4570302390	通所介護事業所櫻	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目 716番地73	平成27年4月1日	介護予防通所介護
4572101188	そよ風デイサービス	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町三丁目2-12	特定非営利活動法人夜空の星	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原五丁目13番地	平成27年4月1日	介護予防通所介護
4570203564	特別養護老人ホーム長遊園2号館	宮崎県都城市高野町2900番地	社会福祉法人莞爾会	宮崎県都城市高野町2900番地	平成27年4月1日	介護予防短期入所生活介護
4570203572	特別養護老人ホーム	宮崎県都城市高野	社会福祉法人莞爾	宮崎県都城市高野	平成27年4月1日	介護予防短期入

	ム長遊園	町2900番地	会	町2900番地		所生活介護
4570800658	デイサービス ク アアルク	宮崎県西都市妻16 47番地	ハートランド株式 会社	宮崎県宮崎市恒久 559番地 6	平成27年 4 月 4 日	介護予防通所介 護
4562090110	訪問看護ステーシ ョン あみい	宮崎県児湯郡都農 町川北5548番地 1	株式会社フクシア	宮崎県児湯郡都農 町川北6977番地 4	平成27年 4 月 6 日	介護予防訪問看 護
4570203580	デイサービスひな たば	宮崎県都城市高崎 町大牟田1999番地 22	株式会社結	宮崎県都城市高崎 町大牟田1999番地 22	平成27年 4 月10日	介護予防通所介 護
4570203606	デイサービス よ こいち	宮崎県都城市横市 町5876番地 9	株式会社トータル ・ケアサービス	宮崎県都城市山之 口町富吉2907番地	平成27年 4 月13日	介護予防通所介 護
4570302416	ヘルパーステーシ ョン アリア	宮崎県延岡市北川 町川内名7055番地 13	株式会社 F o n t e	宮崎県延岡市北川 町川内名7055番地 1	平成27年 4 月14日	介護予防訪問介 護

宮崎県告示第 350号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570200727	居宅介護支援コス モス	宮崎県都城市豊満 町 827- 1	医療法人社団三学 会安藤胃腸科外科 医院	宮崎県都城市豊満 町 827- 1	平成27年 4 月30日	居宅介護支援
4572000992	居宅介護支援事業 所すみれ	宮崎県児湯郡川南 町川南 16138番地 12	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南 町川南 16138番地 12	平成27年 4 月30日	居宅介護支援

宮崎県告示第 351号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定
により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師
を次のとおり指定した。

平成27年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
村 岡 良 朗	国民健康保 険高原病院	高原町	内科	平成27年 5 月 1 日
田 村 公 二	一般社団法 人藤元メデ ィカルシス テム藤元総 合病院	都城市	外科	平成27年 5 月 1 日
水 野 圭 子	一般社団法 人藤元メデ ィカルシス テム藤元総 合病院	都城市	呼吸器内 科	平成27年 5 月 1 日

管 博 美	独立行政法 人国立病院 機構宮崎病 院	川南町	小児科	平成27年 5 月 1 日
植 川 和 利	独立行政法 人国立病院 機構宮崎病 院	川南町	神経内科	平成27年 5 月 1 日
海 田 博 志	都城市郡医 師会病院	都城市	整形外科	平成27年 5 月 1 日
増 元 大 祐	都城市郡医 師会病院	都城市	循環器内 科	平成27年 5 月 1 日

宮崎県告示第 352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（
平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療
を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
きたうら薬局	延岡市	薬局	平成27年5月1日
二葉薬局 野尻	小林市	薬局	平成27年5月1日
二葉薬局 小林中央店	小林市	薬局	平成27年5月1日
二葉薬局 松橋	宮崎市	薬局	平成27年5月1日

宮崎県告示第 353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成27年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
独立行政法人国立病院機構都城医療センター	都城市	独立行政法人国立病院機構都城病院	独立行政法人国立病院機構都城医療センター	平成27年4月1日
医療法人芳明会早稲田クリニック	宮崎市	医療法人芳明会早稲田内科神経科医院	医療法人芳明会早稲田クリニック	平成27年4月1日

宮崎県告示第 354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成27年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
都城市郡医師会病院	都城市	都城市大岩田町5822番地3	都城市太郎坊町1364番地1	平成27年4月1日
宮崎ホームケアクリニック	宮崎市	宮崎市丸山2丁目278-6	宮崎市江平東1丁目1-1	平成27年4月1日
宮崎県看護協会訪問看護ステーションなでしこ3号館	宮崎市	宮崎市清武町木原5269-6	宮崎市清武町岡1丁目28-11 高野ⅢHAYATE 1F事務所	平成25年10月25日

宮崎県告示第 355号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成27年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び所在地
		種 穂	苗 木	
1314	南那珂森林組合 串間市大字串間23番地1	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	南那珂森林組合 串間市大字串間23番地1

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

平成27年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
平成27年 8 月 4 日（火曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1
J A ・ A Z Mホール
- 受験願書の受付期間
平成27年 6 月 8 日（月曜日）から 6 月 19 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、6 月 19 日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の配布場所
県保健所
- その他
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

家畜商法（昭和24年法律第 208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成27年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成27年 5 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催の日時及び場所

開催月日	場 所	時 間
平成27年 8 月24日及び25日	宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 宮崎県庁 6 号館 612号室	受付 午前 8 時30分から 講習 午前 9 時から 午後 5 時まで

- 講習科目及び講習時間
 - 家畜の取引に関する法令 4 時間
 - 家畜の品種及び特徴 4 時間
 - 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間
- 講習を受けることができる者
今後、家畜の取引業務を営もうとする者（資格のいかんを問わない。）
- 受講の手続

講習を受けようとする者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真をはり、平成27年7月31日までに最寄りの農林振興局（西臼杵支庁管内にあつては西臼杵支庁）に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産振興課（電話0985（26）7140）、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

正 誤

平成27年3月19日付け県公報（第2676号）中

ページ	段	行	誤	正
2	/	42	北緯32度30分26.140秒	北緯32度30分26.104秒

--	--